

周南公立大学整備等基金条例の一部を改正する条例制定について

周南公立大学整備等基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南公立大学整備等基金条例の一部を改正する条例

周南公立大学整備等基金条例（令和3年周南市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「運営及び施設整備に要する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1） 施設整備のために必要な費用
- （2） 教育研究力の向上のために必要な費用
- （3） 学生の教育環境の充実及び活動支援のために必要な費用
- （4） 前3号に掲げるもののほか、運営のために必要な費用

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南公立大学整備等基金条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(設 置) 第 1 条 市が設立する公立大学法人周南公立大学が設置する周南公立大学の<u>運営及び施設整備に要する費用</u>に充てるため、周南公立大学整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設 置) 第 1 条 市が設立する公立大学法人周南公立大学が設置する周南公立大学の<u>次に掲げる費用</u>に充てるため、周南公立大学整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。 (1) <u>施設整備のために必要な費用</u> (2) <u>教育研究力の向上のために必要な費用</u> (3) <u>学生の教育環境の充実及び活動支援のために必要な費用</u> (4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、運営のために必要な費用</u>